

自動車保有関係手続に係るワンストップサービス(OSS)(概要)

資料2
(別添4)

○自動車(登録車)の運行に必要な各種行政手続(検査登録、保管場所証明(警察)、自動車諸税の納税(県税))を、OSSによりオンライン一括で行うことが可能。

窓口手続

○申請・納付手続のため、各機関を訪れる必要



ワンストップサービスを利用した手続き

ポイント①
全ての申請・納付手続がオンラインで
一括して行うことが可能



ポイント②
24時間365日手続可能

※手続の終了後に、警察・運輸支局において、保管場所ステッカーおよび車検証等の受取が必要

対象手続

- 平成17年12月26日開始 : 新車新規登録
- 平成29年4月3日開始 : 中古新規登録、移転登録、変更登録、一時抹消登録、永久抹消登録、
移転一時抹消登録、移転永久抹消登録、変更一時抹消登録、
記載事項変更、継続検査
- 平成31年4月1日開始 : 解体等届出・輸出関係手続等

OSS申請新規登録フロー

